

平成30年度 第1回美幌町総合計画審議会議案

と き 平成30年11月16日(金)

午後6時30分～

ところ しゃきっとプラザ会議室 2

……次 第……

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 町長挨拶
- 4 会長・副会長の互選
- 5 総合計画審議会について
- 6 第6期美幌町総合計画について
- 7 第6期美幌町総合計画基本計画（前期）評価について
- 8 第6期美幌町総合計画基本計画（中期）素案について
- 9 今後の日程について
- 10 閉 会

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長挨拶
- 4 会長互選
（会 長 :)

（副 会 長 :)
- 5 総合計画審議会について
- 6 第6期美幌町総合計画について
- 7 第6期美幌町総合計画基本計画（前期）評価について
- 8 第6期美幌町総合計画基本計画（中期）素案について
- 9 今後の日程について
- 10 閉 会

Memo _____

美幌町総合計画審議会委員名簿

(15名)

所 属 団 体	役 職 等	氏 名
美幌町農業協同組合	専務理事	清野 俊介
美幌町森林組合	代表理事組合長	小寺 敏隆
美幌商工会議所	副会頭	中川 寿一
美幌観光物産協会	会長	三坂 重弘
美幌消費者協会	会長	白石 さよ
美幌町社会福祉協議会	会長	森 暉夫
美幌医師会	会長	田中 克彦
美幌町民生委員児童委員協議会	副会長	大江 和子
美幌建設業協会	会長	宮田 博行
美幌町社会教育委員	副委員長	柰師 美和子
美幌町PTA連合会	旭小学校PTA	向平 真代
美幌町自治会連合会	会長	平田 美木男
公募		大野 江二
公募		木村 利昭
公募		真木 加奈枝

○美幌町附属機関に関する条例

(平成 25 年 3 月 19 日美幌町条例第 6 号)

(設置)

第 1 条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

(美幌町総合計画審議会の参与)

第 5 条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第8条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(部会)

第9条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号。以下この条及び附則第11項において「情報公開条例」という。)第18条又は美幌町個人情報保護条例(平成17年美幌町条例第29号。以下この条及び附則第11項において「個人情報保護条例」という。)第34条の規定により諮問された不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)に対し、当該不服申立事案に係る公文書又は保有個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された情報の公開を請求することができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立事案に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下この条において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知り得ている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

- 5 不服申立人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 不服申立人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
- 7 審査会の委員は、自己又はその親族からの不服申し立てに係る審査の議事に加わることはできない。
- 8 審査会は、情報公開条例第 18 条に規定する不服申立事案に係る答申をしたときは、その答申の内容を公表しなければならない。

(補則)

第 14 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 【抜 粋】

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 11 条関係) 【抜 粋】

設置	附属機関名 (設置根拠法令及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び選任方法	主管部局
町長	美幌町総合計画審議会	・町長の諮問に応じ、美幌町総合計画及び国土利用美幌町計画について審議し意見を述べること	25 人以内	・自治について識見を有する者	2 年	会長 副会長 委員 ※委員の互選	総務部